

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月27日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第48号

大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大和市印鑑条例施行規則（昭和51年大和市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「設置された」の次に「中央林間分室及び」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。